第百三条の二の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、「並びに」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

第百三条の三の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、「並びに」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

第百三条の二の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、「並びに」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

第百三条の二の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、「並びに」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

第百三条の二の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、「並びに」の下に「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三条の三第一項」に改める。

第百五条の前の見出し中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条第一項中「、厚生年金保険法」を「、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第百五条の二第五項中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第百五条の三中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第百六条第一項中「厚生年金基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改め、「支給する」の下に「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を、「老齢年金給付（」の下に「第百十二条を除き、」を加え、同条第二項中「前条第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第百八条第一号ロ中「につき厚生年金保険法」を「につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二号ロ中「につき厚生年金保険法」を「につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第百九条の二中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第百十一条第四項中「が確定給付企業年金法」を「が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法」に改め、「平成十三年法律第五十号」の下に「。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。」を加え、「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法」に、「を確定給付企業年金法」を「を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法」に改める。

第百十二条の見出しを「（存続連合会への準用）」に改め、同条中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齢年金給付」の下に「（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第二項の老齢年金給付をいう。）」を加える。

第百十七条の二中「解散した基金」を「解散した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第百二十一条第一項の表附則第二十一条第二項の項中「同法」及び「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改め、同表附則第二十三条第二項の項中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第五項」を「平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同項の表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、「その例によるものとされた」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

（国民年金基金令の一部改正）

第六条　国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十六条の二第二項」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十七条第二項」に改める。